

地域福祉基金の活用について

1 地域福祉基金の概要

地域福祉基金は、吹田市積立基金条例に規定されており、地域福祉サービスの推進資金積立てが設置目的とされています。平成4年度（1992年度）に一般財源5億円を基に設置されました。平成5年度（1993年度）にも一般財源5億円が積立てられています。

地域福祉基金から生じる運用益（果実）を、地域福祉サービスの推進に必要な事業の財源に充てるという活用をしており、原則として基金の処分（取崩し）は行わないことが、地域福祉基金運用要領（以下、「要領」という。）に定められています。

運用益の充当対象事業についても要領で定められており、具体的な充当状況は下記のとおりです。

地域福祉基金の運用益の充当状況（過去5年）

年 度	運用益(円)	充 当 事 業	充当額(円)	事業決算額(円)
平成22年度 (2010年度)	6,260,507	音楽療法推進事業	3,517,985	3,517,985
		ふれあい昼食会事業補助事業	2,742,522	4,350,000
平成23年度 (2011年度)	5,037,104	音楽療法推進事業	3,484,726	3,484,726
		ふれあい昼食会事業補助事業	1,552,378	3,251,848
平成24年度 (2012年度)	4,937,429	音楽療法推進事業	3,449,383	3,449,383
		ふれあい昼食会事業補助事業	1,488,046	3,187,762
平成25年度 (2013年度)	7,975,177	音楽療法推進事業	2,610,000	2,610,000
		日常生活自立支援事業補助事業	136,809	136,809
		ふれあい昼食会事業補助事業	3,248,734	3,248,734
		地域福祉計画推進事業	1,034,535	1,034,535
平成26年度 (2014年度)	1,365,579	いそが教室開催事業	945,099	3,748,000
平成26年度 (2014年度)	1,365,579	地域福祉計画推進事業	1,365,579	3,554,000

2 地域福祉推進事業積立事業の概要

地域福祉推進事業積立事業では、地域福祉基金への積立てを行っています。平成5年度以降、市民等から寄せられた地域福祉基金への寄附を、この事業により積立てています。

【(目)指定寄附金 の予算科目で一般会計に収納した寄附金を、本事業で歳出し、基金に編入しています。】

3 2街区の土地購入のための基金の一部処分について

今回の吹田操車場跡地土地区画整理事業地内第2街区の土地購入に当たりまして、この土地の活用が高齢者向け複合居住施設の整備であり、地域福祉基金の設置目的に合致し、地域福祉基金を貴重な財源として施策に生かすことができることから、地域福祉基金の一部処分を行い、土地購入の財源に充てることとします。

4 要領改正について

要領の一部改正を行い、必要な場合には地域福祉基金の処分が可能であることを規定します。

要領改正後も地域福祉基金の処分は必要な場合に限り、これまでどおり、運用益の活用を基本とします。

5 賃料収入の基金への積立てについて

2街区の土地は、高齢者向け複合居住施設の整備・運用を行う民間事業者に賃貸し、賃料を一般財源として収納します。その相当額を再び地域福祉基金へ積み立てることによって地域福祉基金本体の規模を確保し、設置当初からの目的どおり、運用益を対象事業に充当するという活用を継続します。

【賃料は、(目) 財産貸付収入(予定) の予算科目で一般財源として一般会計に収納します。そして賃料収入相当額を、地域福祉推進事業積立事業から歳出し(一般財源をもとに予算措置)、基金に編入します。】

賃料収入の期間は、50年間の予定です。